

七戸町社会福祉協議会総合計画

基 本 理 念

誰もがその人らしく、住み慣れた地域で安心して
幸せに暮らすことができる地域づくりのため、
住民主体による福祉事業を真摯かつ誠実に推進します。

令和2年度～令和6年度

社会福祉法人 七戸町社会福祉協議会

はじめに

近年、少子高齢化や人口減少とともに高齢者世帯や単身世帯の増加、格差や貧困、ひきこもり、孤立など大きな社会課題の増加に伴い、かつて身近な相談相手、支援者としての役割を担っていた住民同士の絆や支え合いの機能が、脆弱化していると言われています。

これらの問題解決に向けて、地域住民や各種団体が分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、更なる取り組みを進めて行かなければなりません。

このような状況の中で、誰もが安全・安心を実感し住み慣れた地域で自分らしく生きることができるよう地域を基盤として、住民や福祉関係者、行政等が連携・協働していくことが私たち地域社会全体に求められています。そのため七戸町独自の地域福祉像を確立するために平成27年度から平成31年度の5年間で地域福祉活動計画を策定し様々な施策を推進してきました。

人口構造の変化や一人ひとりの生活様式の多様化など福祉ニーズがますます増加し複雑化しつつあります。本計画を推進していくためには、地域での支え合いを通して地域の状況や強みを活かし、地域福祉の担い手を育成していくことが大切です。

そこで、七戸町社会福祉協議会では、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とし「七戸町社会福祉協議会総合計画」を策定いたしました。本計画の推進にあたり、これまで以上に地域の皆様のご理解とご協力を賜りたいと考えておりますので、さらなるご支援をお願い申し上げます。

令和2年3月

社会福祉法人
七戸町社会福祉協議会
会 長 濱 中 幾治郎

も く じ

第1章 七戸町社会福祉協議会総合計画の基本方針

第1節	七戸町社会福祉協議会総合計画策定の目的……………	2
第2節	七戸町社会福祉協議会総合計画の基本理念と基本計画…	3
第3節	七戸町社会福祉協議会総合計画の期間と構成……………	3
	七戸町社会福祉協議会総合計画体系図……………	4

第2章 七戸町の社会福祉の状況

第1節	人口構造と世帯の推移……………	6
第2節	高齢者のいる世帯の状況……………	7
第3節	要介護者等の状況……………	8
第4節	障害児（者）の状況……………	8
第5節	児童・家庭の状況……………	9

第3章 基本計画と実施計画

第1節	法人運営体制の強化……………	11
第2節	福祉活動資金の財源確保……………	17
第3節	指定管理事業の受託経営……………	20
第4節	福祉啓発・広報活動の推進……………	23
第5節	福祉団体の支援……………	26
第6節	住民参加による福祉事業の推進……………	29
第7節	福祉教育・ボランティア活動の推進……………	33
第8節	生活支援活動の推進……………	36
第9節	在宅サービス事業の推進……………	41

第4章 計画の進行管理と評価・修正

第1節	計画の進行管理と評価・修正……………	49
-----	--------------------	----

第 1 章

七戸町社会福祉協議会総合計画の基本方針

- 第1節 七戸町社会福祉協議会総合計画策定の目的
- 第2節 七戸町社会福祉協議会総合計画の基本理念と基本計画
- 第3節 七戸町社会福祉協議会総合計画の期間と構成
- 第4節 七戸町社会福祉協議会総合計画体系図

第1章 七戸町社会福祉協議会総合計画の基本方針

第1節 七戸町社会福祉協議会総合計画策定の目的

近年、少子高齢化が急速に進む中で七戸町では高齢化率が40%となり、子育て支援、高齢者・障害児(者)の方々への支援など、福祉のニーズの増加、核家族化が進むことによる家族や地域のつながりの希薄化など、地域社会は公的制度による支援だけでは、十分に対応できない状況となってきました。

そこで、社会福祉協議会では、自ら福祉サービスを提供するなどの活動に取り組むほか地域福祉推進の中心的な存在として、住民と地域活動団体、福祉サービス事業者、行政とのコーディネート役としての機能も求められています。

そのため、社会福祉協議会としての組織の機能強化を図るとともに、地域における多様な課題を把握し、その課題に対応した事業の積極的な展開が期待されています。

そこで、行政が策定する「地域福祉計画」とともに、多くの住民の協力を得ながら、七戸町に暮らすすべての人が安心して暮らしていけるような地域社会の実現を図るため、「七戸町社会福祉協議会総合計画」を策定します。

本計画では、今日の生活課題の深刻化や多様化に対して、改めて七戸町社会福祉協議会の活動が、「住民が抱える生活課題の解決につながっているのか」、「社協の使命を果たすものになっているのか」ということに視点を置きながら、活動の強化を図ります。

第2節 七戸町社会福祉協議会総合計画の基本理念と基本計画

七戸町社会福祉協議会総合計画は、七戸町社会福祉協議会の基本理念である「誰もがその人らしく、住み慣れた地域で安心して幸せに暮らすことができる地域づくりのため、住民主体による福祉事業を真摯かつ誠実に推進します。」を目指し、地域における様々な福祉課題の解決に向けた取り組みを組織的かつ計画的に事業を推進するために策定します。

そのため、本計画は次の9つの柱を基本計画として策定します。

- 基本計画① 法人運営体制の強化
- 基本計画② 福祉活動資金の財源確保
- 基本計画③ 指定管理事業の受託経営
- 基本計画④ 福祉啓発・広報活動の推進
- 基本計画⑤ 福祉団体の支援
- 基本計画⑥ 住民参加による福祉事業の推進
- 基本計画⑦ 福祉教育・ボランティア活動の推進
- 基本計画⑧ 生活支援活動の推進
- 基本計画⑨ 在宅サービス事業の推進

第3節 七戸町社会福祉協議会総合計画の期間と構成

1. 計画の期間

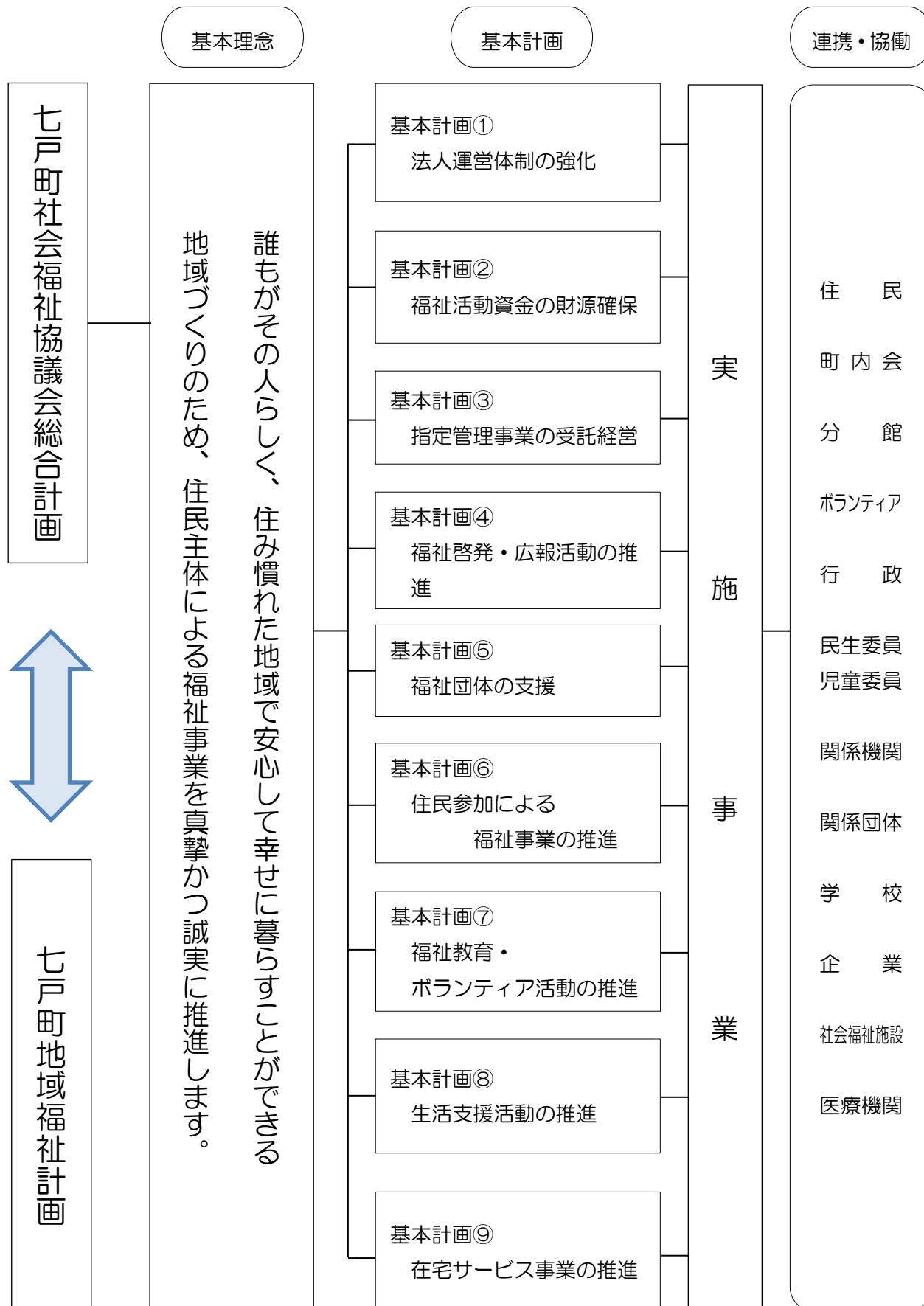
令和2年度から令和6年度までの計画とします。

2. 計画の構成

実施計画は、基本計画における個々の現状と課題に対する具体的な内容を設定し、推進項目・事業項目（事業名）・事業の内容・年次別計画・主な予定財源で構成します。

なお、社会情勢の変化や、関連諸計画との整合性を図りつつ、必要に応じて計画の見直しを行ないます。

七戸町社会福祉協議会総合計画体系図



第 2 章

七戸町の社会福祉の状況

- 第 1 節 人口構造と世帯の推移
- 第 2 節 高齢者のいる世帯の状況
- 第 3 節 要介護者等の状況
- 第 4 節 障害児（者）の状況
- 第 5 節 児童・家庭の状況

第1節 人口構造と世帯の推移

①総人口の推移

七戸町の人口は、平成26年以降減少傾向で推移し、平成30年では、16,000人となっています。年齢3区分別人口では、15歳未満の年少人口が減少傾向にあり、65歳以上の老年人口が増加傾向にあることから、少子高齢化の進展がみられます。

また、年齢3区分別人口の割合では、15歳未満の年少人口割合と15歳～64歳の生産年齢人口が減少し、65歳以上の老年人口割合の増加が見られ、平成30年では、年少人口割合9.4%、老年人口割合38.0%となっています。

【総人口と世帯数の推移】

(単位：人)

	区 分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
人 口	15歳未満	1,724	1,681	1,621	1,561	1,508
	15～64歳	9,631	9,273	9,024	8,723	8,405
	65歳以上	5,638	5,803	5,859	5,968	6,087
	総人口	16,993	16,757	16,504	16,252	16,000
割 合	15歳未満	10.1%	10.0%	9.8%	9.6%	9.4%
	15～64歳	56.7%	55.3%	54.7%	53.7%	52.5%
	65歳以上	33.2%	34.6%	35.5%	36.7%	38.0%

《七戸町より》

③人口推計

人口の減少傾向は、今後も続くものと推計され、2040年には1万人を切ると予測されます

【人口の推計】

(単位：人)

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
総人口	14,416	13,126	11,843	10,611	9,406

《『日本の地域別将来推計人口』（平成30年推計）より》

第2節 高齢者のいる世帯の状況

高齢者のいる世帯の状況を見てみると、増加傾向で推移しています。

内訳を見ると、高齢者一人暮らし世帯、高齢者夫婦のみ世帯は増加していますが、高齢者その他の世帯で世帯数は減少傾向にあります。

【高齢者のいる世帯数の推移】

(単位：人)

区 分	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
世 帯 数	5,859	5,803	5,692	5,551
高齢者のいる世帯	3,028	3,193	3,369	3,567

《国勢調査より》

【高齢者のいる世帯形態別構成比の推移】

(単位：人)

区 分	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)
高齢者一人暮らし世帯	449	476	631	746
高齢者夫婦のみ世帯	364	455	554	630
高齢者その他の世帯	2,215	2,262	2,184	2,191

《国勢調査より》

第3節 要介護者等の状況

要介護等認定者数は、増加傾向で推移しているが、平成30年度では、1,276人となっています。

【要介護等認定者数の推移】

(単位：人)

区 分	平成26年 (2014年)	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)
要支援1	66	69	74	77	85
要支援2	98	90	88	90	98
要介護1	231	237	243	263	261
要介護2	251	246	263	292	275
要介護3	214	234	211	206	210
要介護4	156	178	188	164	157
要介護5	221	255	245	223	190
合 計	1,237	1,309	1,312	1,315	1,276

《介護保険事業状況報告より》

第4節 障害児（者）の状況

障害者手帳所持者をみると、平成26年以降わずかな増加傾向で推移し、平成30年では1,038人となっています。

障害別では精神障害者保健福祉手帳所持者が増加傾向となっており愛護手帳所持者数は概ね横ばい傾向、身体障害者手帳所持者は減少傾向で推移しています。

【障害者手帳所持者数の推移】

(単位：人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
身体障害者手帳 所持者数	832	815	800	787	772
愛護手帳所持者数	135	136	136	136	140
精神障害者保健福 祉手帳所持者数	43	79	115	117	126
計	1,010	1,030	1,051	1,040	1,038

《町健康福祉課調べ》

第5節 児童・家庭の状況

七戸町の出生率は、青森県平均と比較すると低くなっていますが、出生数は少しずつ増加しています。また、ひとり親世帯数は、平成 12 年度から平成 22 年度にかけて 15 世帯増加しているが、平成 27 年度では、23 世帯減少している。

【出生数と出生率の推移（1 月～1 2 月）】

(単位：人)

	平成 2 5 年	平成 2 6 年	平成 2 7 年	平成 2 8 年	平成 2 9 年
七戸町出生数	7 6	7 7	7 7	7 7	8 1
七戸町出生率	4.8	4.9	4.9	5.0	5.3
青森県出生率	6.8	6.7	6.6	6.7	6.3

※出生率とは、人口 1,000 人あたりにおける出生数を指します。

《青森県保健統計年報より》

【ひとり親世帯数の推移】

(単位：人)

	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)
母子世帯	8 9	9 6	1 1 4	9 1
父子世帯	1 8	1 3	8	8
計	1 0 7	1 0 9	1 2 2	9 9

《国勢調査》

第 3 章

基本計画と実施計画

- 第1節 法人運営体制の強化
- 第2節 福祉活動資金の財源確保
- 第3節 指定管理事業の受託運営
- 第4節 福祉啓発・広報活動の推進
- 第5節 福祉団体の支援
- 第6節 住民参加による福祉事業の推進
- 第7節 福祉教育・ボランティア活動の推進
- 第8節 生活支援活動の推進
- 第9節 在宅サービス事業の推進

第3章 基本計画と実施計画

第1節 法人運営体制の強化

【現状と課題】

『役員体制の充実』

町内における福祉ニーズの増大や多様化、福祉関係諸制度の変化そして介護保険等サービス事業の適切な経営と財源確保の困難化等、本会を取り巻く状況は日々変化し、厳しさを増してきております。これら刻々と変化する状況に適切に対応するためには、業務の決定・執行機関である理事会をはじめとする、評議員会、監事等が組織内において適時かつ的確な情報把握と分析をし、それに即応していけるような体制整備をしていく必要があります。

理事会はより高度な情報収集・分析に基づき密度の濃い議論を重ね、的確な経営を行える体制を整備し、評議員会は法人運営に係る重要事項の議決機関であり、十分な情報分析をしつつ、適切に判断できるようにしていく体制の整備をし、監事は事業内容・経理ともに複雑高度化する中で確実な監査を行える体制を整える必要があります。また、評議員選任・解任委員会を開催し、理事会から推薦された候補者について審議したり、各種委員会を開催し事業について検討もしています。役員等の個々の資質向上のために、研修体制の強化と組織の充実を図ることによる「人と組織」両面での強化が必要です。

『職員の資質向上』

職員の資質向上を図ることは、地域福祉活動及び介護保険等サービスの、サービスの向上に直結するものです。

現在、各種研修会に参加し職員の資質向上に努めていますが、人材を中長期的な視点で育成していくための計画が未整備であります。職員がより高度な資格を取得できるよう費用を貸与する支援があります。また、目指すべき職員像に向けての人材育成計画が必要と思われます。福祉を取り巻く状況は常に変化しており、最新の情報や先進事例等を収集することが必要です。そのため、全国規模の研修会議への参加や先進地視察を行なうなど、職員の資質向上に向けた取り組みが必要であります。

『苦情解決体制の整備』

本会では、国の指針により、苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員を配置し、苦情解決体制の整備に努めています。しかし、年間の苦情受付件数が少ないことから、職員及び利用者に対する苦情受付についての周知方法を工夫していくことが必要です。また、第三者委員の立会を必要とする苦情申出がないことから、第三者委員が直接苦情解決に関わる場面がないため、年度末に第三者委員連絡会議を開催し、年間の苦情受付内容の報告を行ない、苦情解決への取り組みについてのご意見を伺っています。

福祉サービスの利用者は、日常生活を支えてくれる事業者に対して苦情や不満を申し出ることによって、サービス利用に支障が出るのではないかという思いから、なかなか苦情を申出ることが出来ないことが予測されます。そのため、職員一人ひとりが苦情も利用者の声の一つと受け止め、利用者本位の福祉サービスの提供に役立てて行けるよう、苦情解決への取り組み姿勢を周知し、利用者が苦情を申し出しやすい環境を整えていくことが必要です。今後も継続して苦情解決の取り組みを通して、職員が利用者の声に耳を傾け、苦情や意見・要望等を真摯に受け止め、利用者との信頼関係を築きながら、業務改善・サービスの質の向上に努めていくことが必要です。

『経営及び人員体制の強化』

本会が充実した地域福祉活動を推進するためには、事業を行なうための財源確保と、人員体制の整備が重要であります。

社協財源の主なものとして、社協会費・共同募金配分金・寄付金・介護保険等サービス収入・町補助金・受託金がありますが、なかでも町補助金は、事務職員の人件費となっており、今後も、必要な人件費をはじめとする補助金を確実に獲得しつつ、充実した事業を実施していくための自主財源の確保に役職員一丸となって取り組み、将来的な法人全体の収支予測に基づく経営計画を策定することが必要となります。

また、法人を安定経営していく上で人員体制の整備は必須事項であり、平均年齢が52.5歳(令和2年2月1日現在：職員数30名)と高齢化が進んでおり職員の世代交代は大きな課題となっています。今後は、新職員を計画的に採用・教育していくことと同時に、介護保険事業所は定年を65歳にしたり、定年をむかえる職員を再雇用するなど、世代交代による経営への悪影響を最小限に食い止める必要があります。

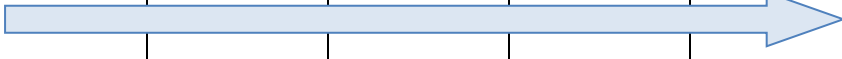
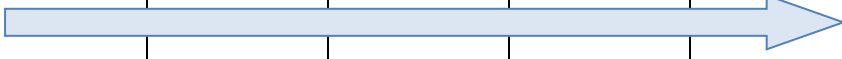
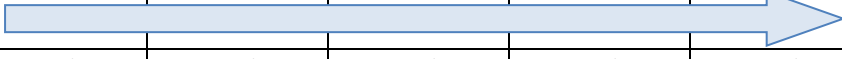
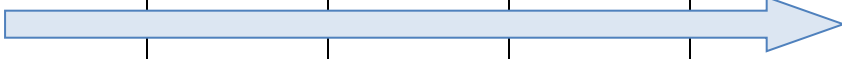
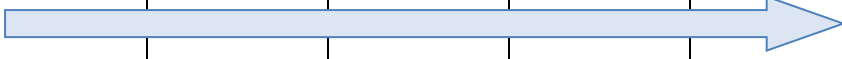
【実施事業】

基本計画① 法人運営体制の強化

推進項目	事業項目(事業名)	事業の内容
①役員体制の充実	(1)会長・副会長会議の開催	会長、副会長により、法人経営に係る事項、諸問題解決のために協議しています。
	(2)理事会の開催	法人の業務執行のため理事による理事会を開催しています。
	(3)評議員会の開催	予算、決算、定款の変更等法人の重要事項の決議を行うため評議員による評議員会を開催しています。
	(4)監査会の開催	理事の業務執行状況及び法人の財産の状況を監査するため監査会を開催しています。
	(5)評議員選任・解任委員会の開催	評議員の選任及び解任を行っています。
	(6)役員研修会の開催	役員・評議員を対象として内部研修会を実施しています。
	(7)青森県社会福祉協議会事業への参加	青森県社会福祉協議会の各種事業へ参加しています。
	(8)上北郡社会福祉協議会事業への参加	上北郡社会福祉協議会の各種事業に参加しています。 (令和2年度から令和3年度までは事務局となります)
	(9)災害時要援護者支援体制の整備	災害時スムーズに支援ができるような体制を整備しています。

年次別5年計画					主な予定財源
1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
R2	R3	R4	R5	R6	
継続	継続	継続	継続	継続	社協会費
継続	継続	継続	継続	継続	社協会費
継続	継続	継続	継続	継続	社協会費
継続	継続	継続	継続	継続	社協会費
継続	継続	継続	継続	継続	社協会費
継続	継続	継続	継続	継続	社協会費
継続	継続	継続	継続	継続	社協会費
運営	運営	参加	継続	継続	社協会費
事務局	事務局				
継続	継続	継続	継続	継続	社協会費

推進項目	事業項目(事業名)	事業の内容
②職員の資質向上	(1)各種研修会への参加	事務・事業の推進のために必要な研修会に積極的に参加しています。
	(2)研修体制の充実	年度初めに研修計画策定し、研修への参加意欲の高揚を図るとともに、研修終了後は研修報告を行っています。
	(3)社会福祉士・介護福祉士受験資格取得費用貸与事業の推進	職員のスキルアップを図り、事業強化を推進することを目的に行っています。
③苦情解決体制の整備	(1)苦情解決体制の整備	利用者からの意見・苦情に丁寧に対応し、業務改善に役立てています。
④社会福祉充実計画の策定	(1)社会福祉充実計画の策定	再投下可能な財産を算定し、社会福祉充実財産が生じる場合には、社会福祉充実計画を策定し、既存事業の充実や職員の処遇改善、新規人材の雇入れ、建物の建替等に活用しています。
⑤七戸町社会福祉協議会総合計画の推進	(1)七戸町社会福祉協議会総合計画の推進	社協の役割や方向性を明らかにし、事業内容の充実強化を図るために、5ヶ年にわたる総合計画を管理しています。
⑥自己評価の実施	(1)自己評価の実施	福祉サービスの質の評価を行い、利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスの提供に努めています。
⑦実習生受け入れの推進	(1)実習生受け入れの推進	将来の福祉人材の育成、地域のボランティア育成のために実習生を受け入れ、地域福祉の向上に向けて社会貢献に取り組んでいます。

年次別5年計画					主な予定財源
1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
R2	R3	R4	R5	R6	
継続	継続	継続	継続	継続	社協会費
					
構築	遵守	参加	点検	見直し	社協会費
					
継続	継続	継続	継続	継続	社協会費 介護報酬等
					
研修	分析	点検	強化	継続	
					
算定	算定	算定	算定	算定	
					
見直し	見直し	見直し	見直し	策定	
					
継続	継続	継続	継続	継続	
					
継続	継続	継続	継続	継続	
					

第2節 福祉活動資金の財源確保

【現状と課題】

『社協会費増強運動の推進』

多様な福祉ニーズに対応する事業を推進していくため、社協会費は本会にとって、貴重な自主財源であります。社協会費は、一般会員として現在1世帯当たり1,000円、特別会員は一口当たり3,000円5,000円10,000円を目安にいただいておりますが、人口の減少が続いており、それと同様社協会費も平成27年度は436万の収入がありましたが、令和元年度はおよそ410万円と減収しております。

今後も、継続し一般会員の加入促進に努めるほか、企業に社会貢献活動の促進や各団体と社協との連携を深めるため、また地域の構成員の一員であるとの認識から企業や団体の特別会員への加入を働きかけ、理解を得ながら加入促進に努めます

『町補助金・受託金の安定確保』

本会は、民間の社会福祉活動を推進するための組織であり、主な財源として、町補助金・受託金・社協会費・共同募金配分金・寄付金・介護保険等サービス収入があります。地域住民の皆様や社会福祉関係者と協働で、七戸町における地域福祉の充実を図るため、本会を健全に運営していくことが必要であります。また、受託事業については、ほのぼの地域支え合い事業、生活困窮者自立相談支援事業、生きがい活動・認知症予防教室、ゆうすらんど指定管理事業を受託運営しており、本会の独自事業との関連性、PRとしてもこれらは欠かせない事業となっております。

厳しい財政状況の中、今後も継続して必要性を訴え、安定的に確保できるよう働きかけることが必要であります。

『寄付への理解促進』

本会は、住民より寄せられる善意の寄付金及び物品については、地域福祉活動に役立てることができる重要な自主財源です。本会では、福祉事業を発展させるための周知機会であります社会福祉大会で寄付者に対して表彰を行うなど、今後も継続して寄付に対する理解促進を図り、善意の協力の輪を広げる活動に努めます。

【実施事業】

基本計画② 福祉活動資金の財源確保

推進項目	事業項目(事業名)	事業の内容
①社協会員増強運動の推進	(1)社協会員増強運動の推進	社協活動が、住民の参加協力のもとに推進していることを積極的に周知し、新規会員並びに特別会員の確保と既存会員への継続加入に努めています。
②寄付への理解促進	(1)寄付への理解促進	寄付金及び物品を寄付していただき、地域福祉活動に役立てるとともに、積極的に協力の輪を広げるよう努力しています。
③町補助金・受託金の安定確保	(1)町補助金・受託金の安定確保	社協が公共性の高い地域福祉推進の中核的組織であることを重視し、地域福祉推進のための補助金・受託金を継続的に要望しています。

年次別5年計画					主な予定財源
1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
R2	R3	R4	R5	R6	
継続	継続	継続	継続	継続	
継続	継続	継続	継続	継続	
継続	継続	継続	継続	継続	

第3節 指定管理事業の受託経営

【現状と課題】

『指定管理事業の受託経営』

本会では指定管理制度により、「総合福祉センターゆうずらんど」の施設を管理運営しています。

施設管理業務を行なうにあたって、高齢者等を対象とした事業を本施設で展開することにより、充実した福祉サービスの提供と、より多くの方に利用されるような管理運営が求められております。平成 25 年度は年間利用者数 20,915 人であったものが、平成 30 年度では 19,223 人と地域の皆様の利用が徐々に減少してきています。

今後も高齢者等にとっての福祉拠点となるべき相談援助機能を充実させるなど、本会の機能を十分に活かせるよう利用者等の要望を把握しながら、温泉施設を利用する方が満足して利用できるよう、より安全に安心して利用できるよう日々検討していく必要があります。

【実施事業】

基本計画③ 指定管理事業の受託経営

推進項目	事業項目(事業名)	事業の内容
①指定管理事業 の受託経営	(1)総合福祉センターゆうずらんど 指定管理事業の 受託経営	七戸町より総合福祉センターゆうずらんどの指定管理業務を受任し、高齢者の相談支援等、来館者にとっての福祉拠点となるよう運営しています。

年次別5年計画					主な予定財源
1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
R2	R3	R4	R5	R6	
継続	継続	継続	継続	継続	町受託金 利用料収入

第4節 福祉啓発・広報活動の推進

【現状と課題】

『福祉活動の啓発』

地域福祉推進には、これまで培ってきた人材や事業を、後世につなげていくことが望まれます。本会では毎年、社会福祉大会を開催しており、住民の意見を取り入れ事業展開を推進するために、大会運営について「企画委員会」を設置しています。

事業のPRを兼ねたパネルの展示や健康についての講話は、会場を埋め尽くした参加者から、笑いと共感を呼び、福祉意識の高揚につながっています。また、社会福祉大会は地域で活躍している福祉関係者を表彰する場にもなっており、住民への福祉の意識と関心を高揚させる役割をもっています。

『広報活動の推進』

広報誌(社協通信・社協だより)を発行しており、福祉サービスに関する様々な情報や各種事業をPRする内容を掲載しています。社協だよりの発行にあたっては、理事3名、評議員1名により構成した「広報委員会」を設置し、様々な立場の目線での意見を取り入れ、紙面に反映させています。平成23年度に開設した公式ウェブサイトは、各種事業の実施状況や最新情報を掲載するよう更新しています。

【実施事業】

基本計画④ 福祉啓発・広報活動の推進

推進項目	事業項目(事業名)	事業の内容
①福祉活動の啓発	(1)七戸町社会福祉大会の開催	社会福祉向上に尽力された方々の功績をたたえとともに、社会福祉関係者や住民が一堂に会して、地域づくりを推進するために開催しています。
②広報活動の推進	(1)社協通信・社協だよりの発行	広報誌(社協通信年7回、社協だより年2回)の発行により、福祉情報の提供や福祉活動の周知、本会の活動のPRを行っています。
	(2)公式ウェブサイトの開設	公式ウェブサイトを通じ、福祉情報の提供や福祉活動の周知、本会活動のPRを行っています。

年次別5年計画					主な予定財源
1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
R2	R3	R4	R5	R6	
継続	継続	継続	継続	継続	社協会費 寄附金
継続	継続	継続	継続	継続	社協会費
継続	継続	継続	継続	継続	社協会費

第5節 福祉団体の支援の推進

【現状と課題】

『福祉団体の支援』

本会では、地域における福祉活動の充実を図るため、各福祉団体の運営支援や福祉団体助成金を交付しています。

助成金の財源である「共同募金配分金」が年々減収している状況を踏まえ、今後は収入の確保に向けた取り組みと自主運営の促進が必要となっています。

【実施事業】

基本計画⑤ 福祉団体の支援の推進

推進項目	事業項目(事業名)	事業の内容
①福祉団体助成金の交付	(1)福祉団体助成金の交付	地域における福祉活動の充実を図るため、各福祉団体に助成金を交付しています。
②福祉団体の運営支援	(1)七戸町老人クラブ連合会の支援	支部及び連合会の事業運営全般の支援を行っています。
	(2)七戸町母子寡婦福祉会の支援	七戸町母子寡婦福祉会事業を後援することにより、会の円滑な運営を図っています。
	(3)七戸町身体障害者福祉会の支援	七戸町身体障害者福祉事業を後援することにより、会の円滑な運営を図っています。
	(4)七戸町更生保護女性会の支援	七戸町更生保護女性会事業を後援することにより、会の円滑な運営を図っています。

※ボランティア推進校とは、本会が町内の小・中・高等学校に対して、福祉教育の推進のために活動費を助成し、指定していることを指します。

年次別5年計画					主な予定財源
1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
R2	R3	R4	R5	R6	共同募金配分金
継続	継続	継続	継続	継続	
継続	継続	継続	継続	継続	
継続	継続	継続	継続	継続	
継続	継続	継続	継続	継続	
継続	継続	継続	継続	継続	

第6節 住民参加による福祉事業の推進

【現状と課題】

『ほのぼの地域支え合い事業の推進』

本会では、七戸町から「ほのぼの地域支え合い事業の推進」の委託を受け、地域住民が主体となり、互いに見守り支え合う体制を構築し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるような地域福祉社会づくりを推進しています。

近年、自然災害発生や悪質な訪問販売等の被害が増加している中で、援助を必要とする高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、地域での助け合いとなる小地域でのネットワークの形成が必要とされています。本会では町内会・分館単位に「ほのぼの連絡員」「ほのぼの交流協力員」を配置して、小地域ネットワーク活動を地域全体に広げていくために、行政をはじめとする民生委員・児童委員等と連携しながら、見守り活動に対する広報・啓発を充実させ、地域住民の理解を深めてもらうとともに、地域の福祉課題に対応した生活支援の拡充や強化が求められています。

『地域交流事業の推進』

本会では、地域交流事業として、子どもたちの夏休みを利用し、地域の方々と福祉施設・福祉団体・ボランティアが協力し合い、コンサートや出店を行なう「社協まつり」を開催しています。

事業を通して、社協を広く多くの住民にPRできる一方、平成9年から継続して開催している事業でもあり、今後は事業の在り方について検討していく必要があります。

『赤い羽根共同募金運動の推進』

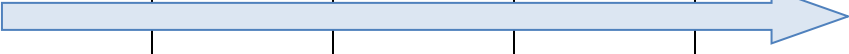
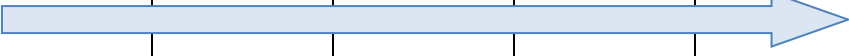
本会では、赤い羽根共同募金として1世帯当たり600円を目安に募金活動を推進しています。平成27年度は308万円の募金実績がありましたが、令和元年度はおよそ260万円と減収の傾向にあります。赤い羽根共同募金の募金額が減収することは、赤い羽根共同募金配分金の減額に直結しており、赤い羽根共同募金配分金を財源として実施している事業を見直しせざるを得ない状況です。

運動期間中は、毎戸募金をはじめ、法人募金や職域募金、学校募金等幅広く呼び掛け、住民の皆様に理解していただけるように取り組んでいかなければなりません。地域や各事業の会場等で募金箱を設置し、募金できる機会を設けながら、今後も継続して、赤い羽根共同募金事業の周知及び募金額の増加促進に努めます。

【実施事業】

基本計画⑥ 住民参加による福祉事業の推進

推進項目	事業項目(事業名)	事業の内容
①ほのぼの地域支え合い事業の推進	(1)ほのぼの交流協力員事業の推進(町受託事業)	町内会・分館にほのぼの交流協力員を配置して、要援護者の見守り活動を行なっています。
	(2)ほのぼのネットワーク活動助成金の交付	町内会・分館において地域での良好な関係を構築するために、要援護者を交えた、レクリエーション活動等及び除雪ボランティアを実施した場合、助成金を交付しています。
	(3)地域ニーズ調査の実施	地域の見守り活動の実態把握とニーズ把握のために、ほのぼの交流協力員等の地域関係者との情報交換を行なっています。
	(4)情報収集活動の推進	要援護者の見守り活動の効果的な実施のため地域関係者、関係機関等から情報収集を行なっています。
	(5)災害時支援体制の整備	災害時の安否確認と迅速な支援体制を構築し、迅速な対応を行なっています。
②地域交流事業の推進	(1)社協まつりの開催	町内一円の児童・生徒と福祉施設・福祉団体が協力し合い、ボランティアによる「コンサート」や「出店」を行なっています。
③赤い羽根共同募金運動の推進	(1)赤い羽根共同募金運動の推進	共同募金運動の趣旨を理解していただき、募金活動への協力をお願いするとともに、募金実績により県共同募金会から各市町村に配分される共同募金配分金の拡大に努め、地域福祉の向上を図っています。

年次別5年計画					主な予定財源
1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
R2	R3	R4	R5	R6	
継続	継続	継続	継続	継続	町受託金
					
継続	継続	継続	継続	継続	社協会費 共同募金配分金※
					
継続	継続	継続	継続	継続	町受託金
					
継続	継続	継続	継続	継続	町受託金
					
継続	継続	継続	継続	継続	町受託金
					
継続	継続	継続	継続	継続	社協会費
					
継続	継続	継続	継続	継続	
					

※共同募金配分金とは、「赤い羽根共同募金運動」で集まった募金を青森県共同募金会で集計し、その募金実績により各市町村へ配分されるものを指します。

第7節 福祉教育・ボランティア活動の推進

【現状と課題】

『福祉教育の啓発』

本会では、福祉教育の啓発として、児童生徒の夏休みに様々な福祉体験・意見交換の機会を提供するために「子ども福祉体験スクール」の開催や、学校に出向いての「高齢者疑似体験」の実施、柔軟で自由な発想による作品を募集する「福祉作品コンクール」を行なっています。今後も参加者の意見を取り入れながら啓発に努めていきます。

『ボランティア活動の推進』

本会では、町内一円の小・中・高等学校をボランティア推進校として指定し、地域を巻き込んだ福祉活動の取り組みを推進しています。また、地域住民が手軽に参画できるボランティア活動として、収集ボランティアの受付や自主的に活動をしているボランティアに対する「ボランティア活動保険」への加入も促進しています。

【実施事業】

基本計画⑦ 福祉教育・ボランティア活動の推進

推進項目	事業項目(事業名)	事業の内容
①福祉教育の啓発	(1)子ども福祉体験 スクールの開催	ボランティア推進校※ の児童・生徒を対象に、様々な福祉体験・意見交換の機会を提供し、福祉への理解と関心を高めるために開催しています。
	(2)高齢者疑似体験 インストラクターの派遣	町内一円の小・中・高等学校、企業、団体に出向いて、高齢者疑似体験の機会を提供し、高齢者福祉の理解促進に努めています。
	(3)福祉作品コンク ールの実施	児童・生徒・一般市民から、柔軟で自由な発想による作品を募集し、優秀作品を広報等でお知らせし、福祉への理解と関心を高め、本会に対する協力の輪を広げるために実施しています。
②ボランティア 活動の推進	(1)ボランティア推 進校事業の推進	小学校・中学校・高等学校を指定・助成金を交付し、地域を巻き込んだ福祉活動に取り組み、福祉への理解と促進を図っています。
	(2)ボランティアセン ター事業の推進	ボランティア活動の活性化を図るため、ボランティア活動者の支援を行いつつ、普及、啓発を図っています。また、災害発生時には、災害ボランティアセンターを設置し、災害ボランティアの受入れを行うことになっています。

※ボランティア推進校とは、本会が町内の小・中・高等学校に対して、福祉教育の推進のために活動費を助成し、指定していることを指します。

年次別5年計画					主な予定財源
1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
R2	R3	R4	R5	R6	
継続	継続	継続	継続	継続	社協会費
継続	継続	継続	継続	継続	社協会費
継続	継続	継続	継続	継続	共同募金配分金
継続	継続	継続	継続	継続	共同募金配分金
継続	継続	継続	継続	継続	社協会費

第8節 生活支援活動の推進

【現状と課題】

『要援護者支援活動の推進』

誰もが住みなれた地域や家庭において生活したいという願いを持っていますが、少子高齢化の進展や核家族化などにより、日常生活に不安を抱きながら生活している人が増えてきています。

本会では、判断能力に不安があるために、適切な福祉サービスを受けることができない方が、地域で自立した生活を送れるよう、生活支援員2名を配置し、福祉サービスにかかわる手続きの援助、日常的な金銭管理や利用料の支払い代行等を行なう日常生活自立支援事業(実施主体：県社協・基幹的社協)や本会が後見人となり、司法書士等を構成メンバーとする運営委員会を設置した法人後見事業に取り組んでいます。

今後、認知症の高齢者の方々の判断能力の低下に伴い、金銭トラブルなどに対する支援の必要性が高まることが予想されることから、関係機関と常に連携し情報の共有を図りながら、広報・啓発の充実に努めていくことが必要です。

低所得者世帯・障害者世帯・高齢者世帯に対して必要な資金の貸付を行うとともに、世帯の生活課題や経済的自立に向けた相談支援を行なっています。地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員や行政・関係機関との連携を深めつつ、他の公的貸付制度を含め効果的な事業の運営を推進しています。

また、一人暮らし高齢者・高齢者夫婦世帯・障害のある人などを対象に、緊急時の安全と不安の解消を目的に、「福祉安心電話サービス事業(運営主体：青森県社協)」を実施し、24時間体制により事業を推進しています。設置者宅を定期的に訪問し、機器の操作方法の練習や生活状況の把握に努めるとともに、関係者の研修会を開催し、見守り体制の充実や人材の育成に努めています。しかし、協力員数の確保が困難となっており一人が複数担当をしていることや、協力員の高齢化に伴い、活動が困難になっています。また、要援護者が住みなれた地域で安心して暮らせるよう、ボランティアが定期的に電話での安否確認を行なう、「ふれあいテレフォン事業」を実施し、生活状況の把握・生活課題の早期発見・孤独感の解消に努めています。活動を支える人材の確保、理解促進が大きな課題です。

本会では、各学校、「七戸町手をつなぐ育成会」の協力を得ながら、知的障害を持つ在宅児(者)、家族が一堂に集い、お互いの親睦を深め、自らの活動意欲を育成すると共に、地域の人々の理解と協力を得ながら、社会に融和することを願いとして実施している「上北郡愛の輪レクリエーション大会」へ参加しています。近年、郡内をみても各学校からの参加者が減少している傾向にあり、事業内容の充実及び学校や関係機関との連携強化が必要です。

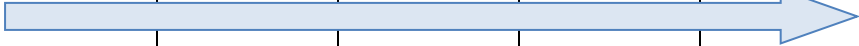
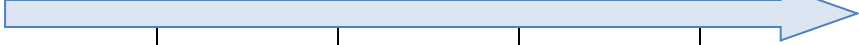
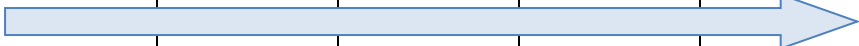
【実施事業】

基本計画⑧ 生活支援活動の推進

推進項目	事業項目(事業名)	事業の内容
①要援護者支援活動の推進	(1)相談事業の推進	年金・暮らしについての相談を設置し、社会保険労務士の相談員が来所して地域住民の様々な相談に対応しています。
	(2)生活支援サービスの推進	町が実施主体となっている、住民主体の助け合い活動の取り組みを支援しています。
	(3)日常生活自立支援事業の推進 実施主体 県社協・基幹的社協 (十和田市社協)	認知症等によって、自分一人で意思決定し、実行に移すことが難しい状況にあり、日常生活に不安のある方に対して生活支援を行っています。
	(4)法人後見事業の推進	判断能力が十分でない高齢者が、安心して日常生活を送ることができるよう、既存の福祉サービス等を活用しながら、権利擁護の視点から支援を行っています。
	(5)生活福祉資金の貸付 (県社協実施事業)	低所得者等の生活を経済的に支えるとともに、その在宅福祉及び社会参加の促進を図る事を目的として貸付を行っています。
	(6)たすけあい資金の貸付	低所得者世帯に対して、必要な応急援護資金の貸付と必要な援助指導を行っています。
	(7)福祉安心電話サービス事業の推進 (町補助事業)	要援護者を対象に緊急通報装置を設置し、近隣住民等のネットワークによる、緊急時に安否確認等の迅速な対応を図っています。
	(8)ふれあいテレフォン事業の推進	ボランティアが定期的に電話での安否確認を行ない、生活状況の把握、課題の早期発見、孤独感の解消に努めています。

年次別5年計画					主な予定財源
1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
R2	R3	R4	R5	R6	
継続	継続	継続	継続	継続	社協会費
継続	継続	継続	継続	継続	社協会費
継続	継続	継続	継続	継続	
継続	継続	継続	継続	継続	社協会費
継続	継続	継続	継続	継続	県社協
継続	継続	継続	継続	継続	寄附金
継続	継続	継続	継続	継続	町補助金 県社協交付金 利用料収入
継続	継続	継続	継続	継続	社協会費

推進項目	事業項目(事業名)	事業の内容
	(9)生活困窮者自立相談支援事業の推進	青森県社会福祉協議会から委託を受け、経済的に困窮している方の自立に向けた支援を行っています。
	(10)フードバンクの活用	個人、企業ボランティアの協力により要援護者の食糧支援を行っています。
	(11)青森しあわせネットワークの活用	青森県内の社会福祉法人が連携し、経済的援助や食料等の提供をするなど、制度の狭間の課題に対し、支援を行っています。
	(12)上北郡愛の輪レクリエーション大会(上北郡社協事業)への参加	知的障害を持つ在宅児者、家族及びボランティア等関係者が集い、レクリエーションを通して、社会に融和することを願いとして参加しています。

年次別5年計画					主な予定財源
1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
R2	R3	R4	R5	R6	
継続	継続	継続	継続	継続	県社協
					
継続	継続	継続	継続	継続	社協会費
					
継続	継続	継続	継続	継続	県社協
					
七戸町主管	継続	継続	継続	継続	社協会費
					郡社協の実施状況 に合わせて参加

第9節 在宅サービス事業の推進

【現状と課題】

『在宅サービス事業の推進』

現在、介護は誰もが避けて通れない問題になっています。本会の介護保険サービス並びに障害者福祉サービスの利用者には、一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が増加してきております。中には精神障がいや認知症、ターミナルケア[※]の利用者も増えており、これらの利用者に対応していくためには、幅広く医療・介護・福祉についての知識を深め、サービスの資質を向上させていくことが必要となっております。また、介護保険制度等の狭間で困窮する事案（制度で対応できない事案）にも柔軟に対応できるよう“よりよいサービス”の充実を図り、高齢者や障がい者が地域で安心して暮らせるよう支援していくことが重要となっております。そのため、本会では、見守り活動・日常生活自立支援事業・成年後見制度などの各種地域福祉事業との連携・協働により、“在宅サービスなら社協”と言ってもらえるよう、利用者に寄り添う質の高い包括的なサービスの提供を目指して参ります。

その一方で、介護業務に携わる在宅サービス事業の職員の確保が慢性的に困難であり、定年退職する職員補充のために新しい職員を適宜採用することが難しい等、介護関係職員の確保に苦慮しております。これに対応するため、本会では、中長期的に職員を安定的かつ効率的に確保していくことが難しい状況となっております。今後これに対応するため、①安定した経営を担保した上での魅力ある賃金体系の確立、②現在実施している資格取得支援事業の継続、③長期的に就労したいと思える職場づくりの推進等を行っていく必要があります。

※ターミナルケアとは、終末期の医療および看護のことを指します。

【実施事業】

基本計画⑨ 在宅サービス事業の推進

推進項目	事業項目(事業名)	事業の内容
①居宅介護支援事業の推進	(1)居宅介護支援事業	利用者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、ケアマネジャーが、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行っています。
②訪問介護事業の推進	(1)訪問介護事業	訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者の自宅を訪問し、食事・排泄・入浴などの介護(身体介護や)、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活の支援(生活援助)をします。通院などを目的とした乗車・移送・降車の介助サービスも提供しています。
	(2)第1号訪問介護事業	利用者が要支援状態となった場合においても、自立した日用生活を営むことができるよう、居宅に生活全般にわたる援助又は支援を行っています。

年次別5年計画					主な予定財源
1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
R2	R3	R4	R5	R6	
継続	継続	継続	継続	継続	自主財源 介護報酬等
継続	継続	継続	継続	継続	自主財源 介護報酬等
継続	継続	継続	継続	継続	自主財源 介護報酬等

推進項目	事業項目(事業名)	事業の内容
③障害福祉サービス事業の推進	(1)居宅介護事業	訪問介護員(ホームヘルパー)が居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行っています。
	(2)重度訪問介護事業	訪問介護員(ホームヘルパー)が重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行っています。
	(3)同行援助事業	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援助、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行っています。

年次別5年計画					主な予定財源
1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
R2	R3	R4	R5	R6	
継続	継続	継続	継続	継続	自主財源 障害福祉サービス費 等
継続	継続	継続	継続	継続	自主財源 障害福祉サービス費 等
継続	継続	継続	継続	継続	自主財源 障害福祉サービス費 等

推進項目	事業項目(事業名)	事業の内容
④生活支援事業の推進	(1)よりそいサービスの提供	要介護、要支援又は障害者であって、制度上のサービス等を受けることが出来ない場合に、独自の家事、身体又はその他必要なサービスを行っています。
	(2)七戸町障害者生活サポート事業	七戸町からの受託事業である。障害者等の居宅にヘルパー等を派遣し、生活支援、家事援助等の必要な支援を行っています。
	(3)移動支援事業	七戸町からの受託事業である。生活上の外出及び社会参加のための外出時に移動の支援が必要な者に、ヘルパーを派遣し移動を支援しています。
	(4)特別相談支援事業・障害児相談支援事業	心身の状況や置かれている環境から、必要と思われる障害サービス等利用計画を作成する。サービス計画等利用計画が適切かどうか、一定期間ごとにモニタリングし、必要に応じて計画の見直しを行っています。
⑤生きがい活動・認知症予防教室事業の推進	(1)生きがい活動・認知症予防教室事業	七戸町から受託事業である。介護予防の啓発普及に資する運動教室等の介護予防教室等を行っています。

年次別5年計画					主な予定財源
1年次	2年次	3年次	4年次	5年次	
R2	R3	R4	R5	R6	
継続	継続	継続	継続	継続	自主財源 利用料収入
継続	継続	継続	継続	継続	受託事業
継続	継続	継続	継続	継続	受託事業
継続	継続	継続	継続	継続	自主財源 障害福祉サービス費 等
継続	継続	継続	継続	継続	受託事業

第 4 章

計画の進行管理と評価・修正

第4章 計画の進行管理と評価・修正

七戸町社会福祉協議会総合計画は、本会が取り組んでいく具体的な計画として、5年間の年次別実施計画としたものですが、住民の多様なニーズや福祉制度がめまぐるしく変化する中、その実施においてもおのずから不確定な要素を含んでいることは否定できません。

しかし、財政基盤の弱い社協活動の中で、その方向性とよりどころを得るところに計画の存在意義があります。そのため本計画を単なる計画とすることなく、その進捗状況を管理するとともに、各事業を評価することによって、計画の見直しや修正を加えたり、あるいは新規事業に取り組み、ニーズに即応していくことが必要です。そのため計画の進行管理・評価・修正で軽微なものは随時検討し、理事会で協議し、計画の見直しや修正を行ないます。



～ 社会福祉協議会のシンボルマーク ～

社会福祉及び社協の「社」を図案化し、「手を取り合って、
明るい、幸せな社会を建設する姿」を表現しています。

(昭和47年6月 全国社会福祉協議会 制定)

七戸町社会福祉協議会 総合計画

令和2年3月

発行：社会福祉法人 七戸町社会福祉協議会

〒039-2505

青森県上北郡七戸町字立野頭 139-1

電話：0176-62-6790

FAX：0176-62-3628

ホームページ：<http://www.7shakyo.com>

e-mail : home@7shakyo.com